

有 環 第1992号
令和6年(2024年)10月17日

建設業許可業者
解体業登録業者
宅地建物取引業者
建築関係団体の長 } 様

佐賀県県民環境部有明海再生・環境課長

令和6年度事業者向け石綿飛散防止対策講習会の開催について(案内)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。
建築物・工作物の解体・改造・補修工事における石綿飛散防止対策の規制強化を内容とする改正大気汚染防止法(以下「改正法」という。)が令和2年6月に公布され、令和3年4月から段階的に施行されています。改正法の施行に伴う石綿規制強化の内容及び災害時における石綿飛散防止対策の留意点等に関する内容の説明、周知を行うため、標記講習会を下記のとおり開催します。

講習会への参加を希望される方は、申込フォームにより令和6年10月30日(水)までに申込みして下さい。なお、本講習会は無料です。

記

1 日時・場所

令和6年(2024年)11月19日(火)13:30~16:00

神崎市千代田文化会館「はんぎーホール」ホール

* 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をなるべく御利用下さい。

2 内容

(1) 大気汚染防止法のアスベスト規制について

佐賀県伊万里保健福祉事務所 環境保全課

(2) 大気汚染防止法での石綿規制強化と災害時の石綿飛散対策

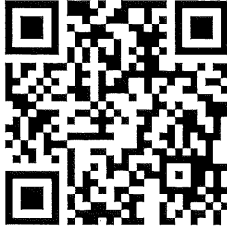
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

(3) その他県からのお知らせ

3 申込方法(裏面をご覧ください)

次の申込フォームにアクセスし、必要事項を入力し申し込み下さい。

<https://logoform.jp/form/jbBd/725594>



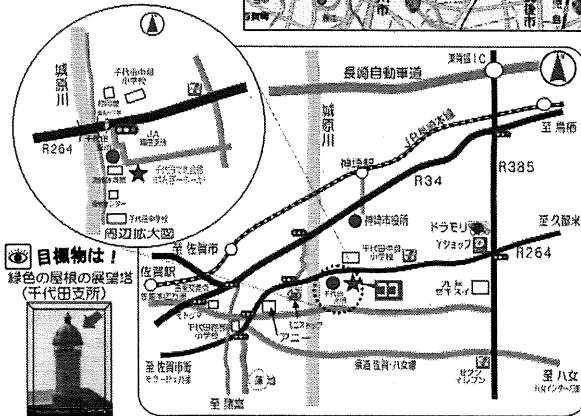
4 はんぎーホールのアクセス方法

【 はんぎーホール アクセス 】

《 神崎市千代田文化会館 》
(はんぎーホール)

【 住所 】
〒842-0053
佐賀県神崎市千代田町
直島57-1
TEL 0952-44-2051
FAX 0952-44-2027

※
国道264号線沿い
神崎市千代田支所の南側



- ◆ 最寄駅 JR をご利用の場合
- JR 佐賀駅下車
- JR 久留米駅下車
西鉄バス 45 西島バス停より 徒歩2分



- ◆ 車利用の場合
- 長崎自動車道 東筑ICより 約15分
- 九州自動車道 八女ICより 約25分
- JR長崎本線 神埼駅より 約10分
- JR長崎本線 佐賀駅より 約15分
- 佐賀空港より 約25分
- ※ 駐車場をご利用下さい
(文化会館・保健センター 178台 千代田支所 170台)

担当 生活環境担当 北島、山田

TEL 0952-25-7774

MAIL : ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp